



第 1 章 緑の基本計画について

第1章 緑の基本計画について

1. 改訂の背景

我が国では、人口減少・超高齢化・財政基盤の低下・地球環境問題への対応など社会情勢が大きく変化しており、本市においては、これらの変化に対応していくために、平成28年度に第6次瀬戸市総合計画(H29.3)、平成29年度に瀬戸市都市計画マスタープラン(H29.7)を策定しました。

こうした中、緑を取り巻く環境も変化を見せており、平成27年4月には都市農業振興基本法の制定、平成29年6月には都市緑地法等の一部改正などが行われています。また、これらの法制定・法改正を受けて、県内の緑の基本計画の策定の指針となる愛知県広域緑地計画が平成30年度に改訂されています。

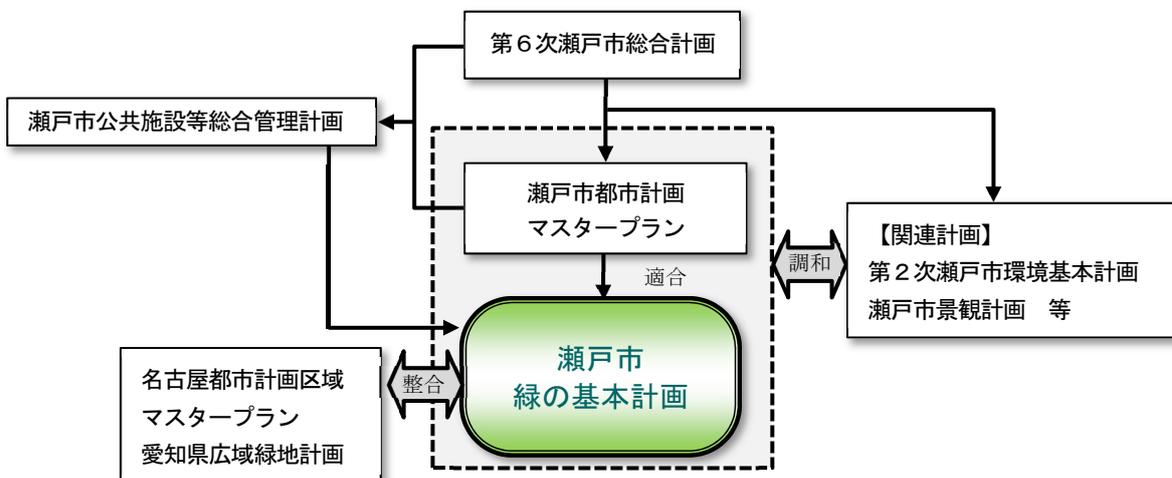
そこで、本市は、これらの上位関連計画と整合・連携しながら、社会情勢の変化に対応した緑地の保全及び緑化の推進を図っていくために、「瀬戸市緑の基本計画」を改訂することとしました。本計画は、都市緑地法第4条*に規定される計画であり、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行していくため、その将来像・目標・施策などを定めます。

※都市緑地法 第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

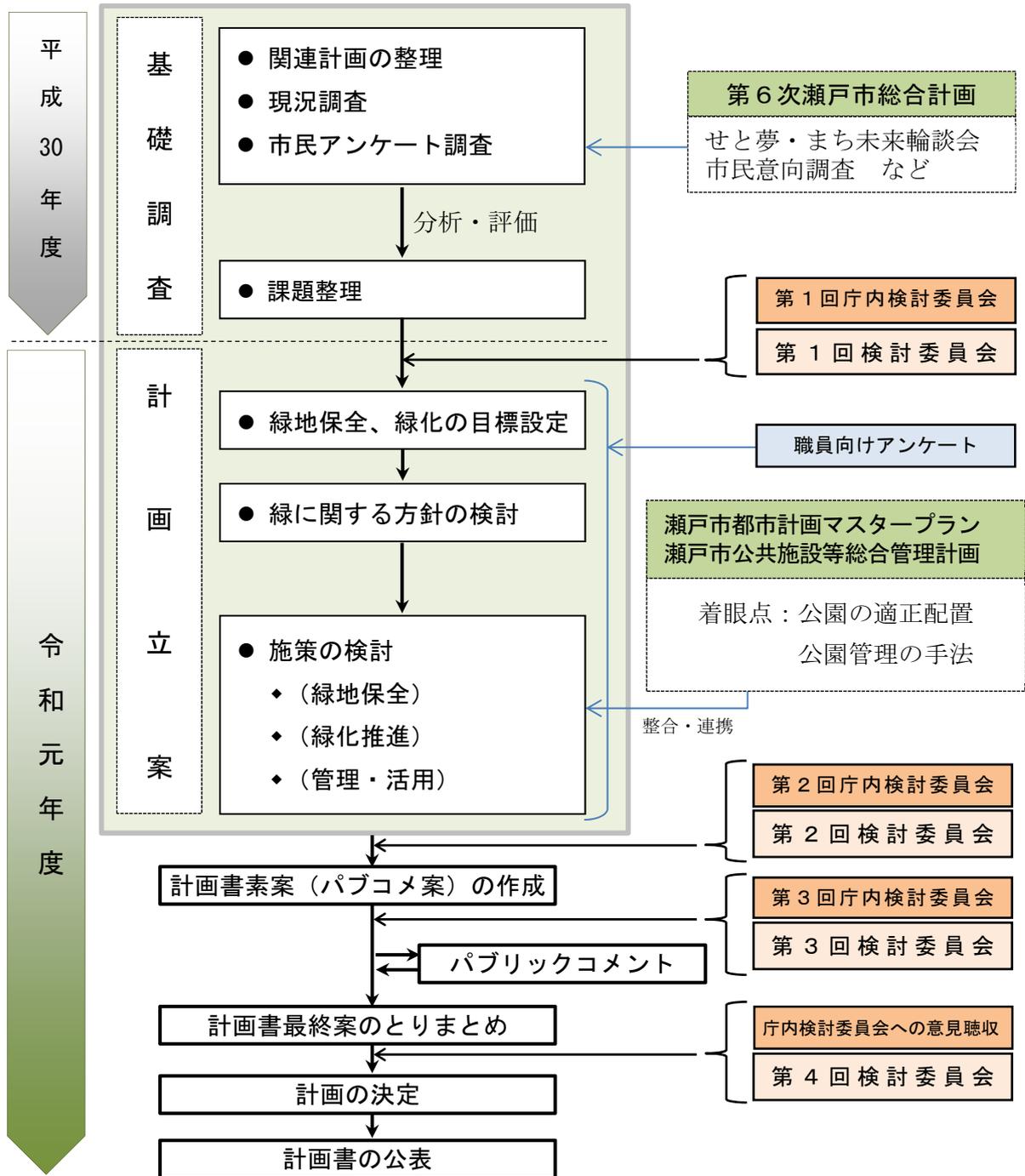
2. 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、愛知県広域緑地計画や第6次瀬戸市総合計画のほか、関連計画との整合性に配慮して定めます。



3. 改訂までの流れ

瀬戸市緑の基本計画は、以下のフローに従って検討を進め、令和2年3月（2020年3月）に改訂しました。



4. 対象区域と目標年次

本計画の対象区域は、本市全域とします。

目標年次は、計画策定から10年後にあたる令和11年度（2029年）とします。